

ゴビンダ通信

No 17

発行：無実のゴビンダさんを支える会
事務局

Justice for Govinda

- Innocence Advocacy Group

April.30.2004

無実のゴビンダさんに一日も早く自由を取り戻そう！

満開の桜の下、「4/3無実のゴビンダさん支援集会」は、65名の参加により盛会のうちに終了しました。当日のゲストの方々の講演やアピールを要約して、以下、ご紹介します。

ゴビンダさんの事件と再審について／柴田五郎弁護士（布川事件再審弁護団長）

3月26日、横浜刑務所でゴビンダさんに特別面会してきた。初対面でもすぐに親近感を持たせる人柄だと感じた。みなさんへの伝言は、「助けて下さい！」とのこと。

この事件について裁判資料を一読した。直接証拠は全くなく、状況証拠による有罪認定ということだが、いずれの状況証拠も有罪・無罪どちらの方向にも解釈できる。二審は、全ての証拠を有罪方向に解釈し、無罪方向の証拠は無視した。これはほとんどの冤罪事件に共通した特徴である。これに虚偽自白が加わるかどうかの違いがある。取り調べでの自白強要に耐えきれた人は少ないが、ゴビンダさんは自白していない。この事件の冤罪性は明らかである。

本人はがんばった、家族もこれを信頼して支えた、弁護団は情理を尽くした弁護活動を行った、支援者も一生懸命、支援を訴えた。それぞれが最善を尽くしただけに、上告棄却はまことに残念な結果だった。

このように冤罪が絶えない日本の司法の現状をどう見るか。「人権侵害」といえばそのとおりだが、ある日突然、全く身に覚えのない犯罪の汚名を着せられるということが、現実にはどうということなのか。それを自分のこととして追体験できるかどうか。そのあたりが出発点なのだが、エリート人生を送ってきた裁判官は、そういう生身の人間に思いが及ばないようだ。

外国から来た「客人」に日本の裁判所が誤った判断をした。これは日本の社会のありようを反映している。したがって、その社会の一員としての我々には、その誤りを正す責任がある。一般の人たちは、冤罪の現実を知らない。真相を知ろうとしない人もいるだろう。しかし、やはり世の中は正しくあってほしいと願っている人も決して少なくはない。正義のために力を貸してほしいと心をこめて訴えれば、必ずわかってくれるはず。我々が先頭に立って誤判を正し、ゴビンダさんを救出するのだという気概を持とう。

再審については2つの考え方がある。ひとつは、警察・検察・裁判所の面子のため、冤罪に目をつぶる。一度決ったことを覆して混乱を招くより、あきらめて黙っているという「臭いものには蓋」式の考え方。しかしこれは不正義である。

もう1つは、もともと国家権力によって誤って痛めつけられた人を救うのが司法の役割であるから、冤罪者は何をおいても救済しなければならないとする考え方。本当の司法の権威とは、間違いがないことではなく、間違いに気がついて再発防止の策をとること。それでこそ、正義にかなうと言うことができる。

「法的安定性より正義を重視する」という考え方は、白鳥事件、財田川事件などで、最高裁も認めていた。しかし、まだ司法の主流になっていない。その後、検察からの巻き返しがあり、ここ10年、再審は負け続けてきた。今や綱引き状態だが、再び我々は反撃の時期に来ている。

再審開始には、新しい明白な証拠が必要とされている。しかし、もともとの確定判決がおかしいのなら、再審段階での新しい明白な証拠はそれほど強くなくてもよい。確定判決がいかにインチキか。有罪方向とされた証拠も、公平な目で見れば無罪方向ではないか。そのことを徹底的に主張した上で、裁判所の誤判を証明する「未提出証拠」を開示させる。

検察は、法廷に出した証拠より何倍も多くの証拠を隠し持っている。布川事件では、再審弁護団がねばり強く交渉して、死体検案書、毛髪鑑定書など、検察が今まで「無い」と言い続けてきた証拠を、36年ぶりに少しずつ出させている。そもそも警察が、現場であさった証拠の中から、容疑をかためるのに役立つものだけを出して反対証拠は隠してしまい、検察にさえ送っていないという疑いがある。こうした未提出証拠を開示させれば、最後に笑うのは誰か。そのような希望をもって、がんばっていこう。

ゴビンダさん再審に向けて／佃克彦弁護士（ゴビンダ弁護団）

再審開始の要件は、「無罪を言い渡すべき明らかな証拠を新たに発見した時」となっている。我々はこれまでの証拠構造でも明らかに無罪と思っているのだが、残念ながら三審制度での結論が出てしまった。高裁がゴビンダさんを有罪とした証拠構造は、1) 現場で発見されたコンドーム内精液（押尾鑑定意見書を採用し、「殺害時に残置したもの」と認定）、2) 事件当夜の目撃証言（目撃証言を信用し、「東南アジア系の男」が被告人であると認定）、3) 被告人の帰宅時刻（マハラジャ店員の証言から都合のよい部分だけをつまんで、10時7分発の電車を利用すれば目撃証言の時刻に間に合うよう帰宅可能だったと認定）、4) 被害者の手帳の記載（「2月28日?外人0.2万」の記載は、被告人供述を裏付けるものと認められない）、5) 101号室鍵の返還時期（鍵の返却は事件後の3月10日だったと思うという管理人供述を採用）、6) 被害者が第三者と現場を利用したとの可能性（第三者の陰毛は、事件以前のもので可能性を否定）、7) 被害者の定期入れ（被告人の土地勘のない場所で発見された理由は不明だが、だからといって犯人性を否定するものではない）。このように、有罪方向の証拠だけを採用し、無罪方向の証拠は無視するか切り捨てている。では、どこにどういう楔（新証拠）を打ち込めば、この証拠構造を崩せるのか。供述証拠は、変化するので弱い。やはり物証が大切である。上告審で提出した押田鑑定は、理論的には新証拠とみなすことができる。しかし、それだけでは最高裁は動かなかった。それに加えて何が必要なのか、具体的に何をすればよいか、現在合議中である。再審の門を開くのは厳しい闘いだ、無罪の確信に向かって突き進んでいくしかないと思っている。

冤罪／再審・当事者と支援者からのアピール

青梅信金冤罪事件・まさみさん：「身に覚えのない業務上横領を認めると責め立てられ、人間の誇りを傷つけられた。誰でも冤罪を蒙る可能性がある。無実なら無罪判決は当然なのだが、司法の現状はきびしい。この集会でみなさんから元気ももらってがんばりたい」

布川事件・桜井昌司さん：「長い獄中生活、苦しい時こそ神様は隣にいと信じて耐え抜いた。第二次再審の証拠調べで、検察の証拠隠しが次々明らかになってきた。後に続く人たちのためにも、再審の門が開くことを証明したい」

「ロス疑惑」冤罪事件・三浦和義さん：「重要な目撃証言を調書にしていながら、警察は13年間も隠し続けていたばかりか、この証人を法廷に呼ぶのを妨害しようとさえした。弁護団には、冤罪を晴らすため、あらゆる想像力を駆使してほしい。冤罪の当事者が24時間鉄格子の中にいることを、私たちは常に心にとどめていなければならない」

下高井戸放火事件・高野利幸さん：「警察は国家権力を使って証拠を捏造し、弱い者を犯人に仕立てあげ、冤罪を作り出していく。ゴビンダさんの再審に向かってがんばりましょう」

*ニック・ベイカー冤罪事件、恵庭冤罪事件、ムミア死刑冤罪事件、袴田事件、北陵クリニック事件の各支援者の方々から、また逮捕状伏せ国賠の御崎さんからもアピールをいただきました。これからも、みなさんと支援の場を共有して、心をひとつにして闘っていきましょう！

★★★ 「支える会」の今後の活動方針について／事務局より ★★★

上告棄却から半年。私たちはこのような苦難の時にこそ、全力を上げてゴビンダさんと家族を支えていかなければなりません。4/3支援集会をひとつの区切りとして、今、新たなスタートをきりたいと思っています。

ゴビンダさんがネパールに帰るには、再審、仮釈放、本国服役という3つの方法があります。

1) 再審弁護団への協力：ゴビンダさんは再審を強く希望しています。私たちは何としても再審の門を開かなければなりません。再審弁護団に可能な限りの協力をしていくため、すでに事務局内に「再審チーム」を結成して、具体的な取り組みを開始しました。また上告棄却により一時中断していた「ゴビンダ事件の再検証」の学習会も、近く再開する予定です。

2) 仮釈放の要件確保：服役中のゴビンダさんを精神的に支えるため、できるだけ早く支援者との交通権を確保できるように働きかけています。また必要に応じて処遇面での改善などについて刑務所に要請を行います。

家族来日については、基本的に年1回。この夏には、高齢のお母さんの来日を予定しています。

3) 本国服役の条件整備：日本は昨年「国際受刑者移送条約」の加盟国になっており、刑務所の過剰収容緩和などの理由から外国人受刑者の本国服役に積極的な姿勢を示しています。しかし、ネパールはまだこの条約を批准していません。将来的にゴビンダさんの選択肢を増やすため、この条約の早期批准をネパール政府に働きかけていきます。

再審への取り組みを中心に据え、あらゆる可能性を視野に入れつつ、長期的展望をもって地道な活動を継続していきます。これからもゴビンダさんの冤罪を訴え、ゴビンダさんがネパールに帰る日まで、ゴビンダさんと家族を支えていくという基本方針に変わりはありません。ゴビンダさんに心を寄せてくださっているみなさまのお力添えをあらためてお願いいたします。

日本国民救援会からのアピール／山田善二郎会長

今日まで 50 年、弾圧事件や冤罪事件の救援をしてきた。この集会のみなさんの発言に、あらためて強く心を動かされた。日本の警察は、人権意識などまったくない。防犯カメラを増設し、市民への監視を強めようとしている。自由と民主主義は、私たちの地道な活動によって守るしかない。司法改革の中でようやく裁判員制度の導入が決めたのはよいが、今度は裁判員が情報を洩らしたら罰せられるというとんでもない話が出てきた。そんな法律ができれば、弁護士は公判記録を裁判以外の場に出してはいけなくなるし、裁判について国民が批判することもできなくなってしまう。そうなればもっと冤罪が多くなるだろう。私たちは、こんな危機的な事態に直面している。だからこそ、今、それぞれが関与している 1 つ 1 つの事件に全力投球し、みなで力を合わせて前進しなければならないと思う。

誕生祝のメッセージでゴビンダさんを励まそう！

6月25日、ゴビンダさんは、横浜刑務所の中で37歳の誕生日を迎えます。

私たちは、各自でゴビンダさんと直接の文通をすることはできませんが、ニュースレター形式の「寄せ書き」にすれば、印刷物扱いとなり、本人の手元への差し入れが可能です。みなさんからの激励をこめた誕生祝のメッセージを募集します。

6月8日必着で、メールまたは郵送にて事務局宛にお送り下さい。

□ □ 5月学習会のお知らせ

『ニック・ベイカー氏冤罪事件』

日時 5月25日(火) 午後7時から9時

会場 幼きイエス会(1階105号室) *JR四谷駅「麹町口」徒歩1分

講師 宮家俊治弁護士(ニック・ベイカーさん主任弁護士)

[32歳のイギリス人。麻薬を持ち込もうとしたとして成田空港で逮捕され、一審で懲役14年の判決を受けた。現在、東京拘置所で無実を訴えながら、控訴審を闘っています]

□ □ □ 事務局会議

▼隔月第2火曜日 午後7時～9時 現代人文社：信濃町駅下車徒歩5分

<次回は6月8日(火)>

▼再審を中心に活動するため、毎月行っていた定例会議を隔月(偶数月)に変更します。したがって5月には行いませんので、ご注意ください。

無実のゴビンダさんを支える会 事務局

東京都新宿区信濃町20 佐藤ビル201 現代人文社気付 留守電・FAX 0426-37-8566

e-mail : mainali@anet.ne.jp ホームページ <http://www.jca.apc.org/~grillo>